

●目的

市では、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、面談（伴走型相談支援）等を通じて身近で相談に応じるとともに、出産・子育てを応援するため、妊娠届出時および出生届出後の面談実施後※に給付金を支給します。 ※給付金の申請には、保健師等との面談が必要となります。

事業の内容

○伴走型相談支援

面談の時期	面談実施者
①妊娠届出時 ②妊娠8か月前後（希望者） ③家庭訪問（乳児全戸訪問）時	保健師等

○経済的支援（出産・子育て応援給付金）

支給内容	支給要件・条件
出産応援給付金（現金5万円）	妊娠届出時の面談・アンケート回答
子育て応援給付金（現金5万円）	①妊娠8か月頃のアンケート回答 ②家庭訪問（乳児全戸訪問）時の面談、アンケート回答

○遡及適応者への支給 ※対象者には個別通知します。

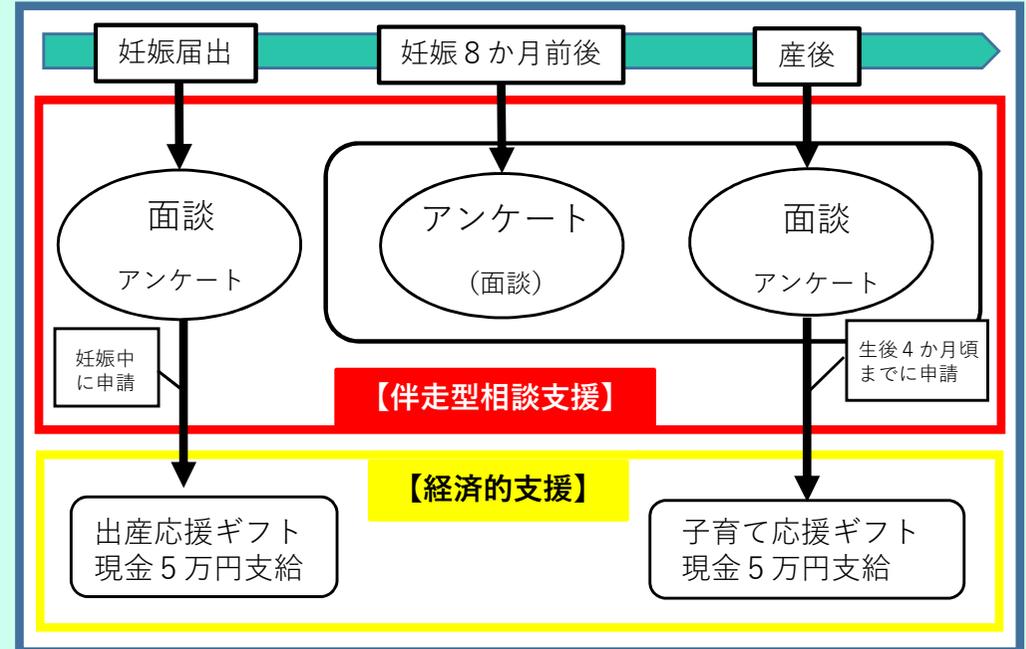
●令和4年4月1日～令和5年1月24日までに出産された方

→手続き完了後に現金10万円一括支給

●令和4年4月1日～令和5年1月24日までに妊娠届出をされた方

→手続き完了後に出産応援ギフトの現金5万円を支給

事業イメージ



【お問い合わせ】

福祉保健課（尾鷲市福祉保健センター2階）

経済的支援：子育て支援係 ☎23-8202

伴走型相談支援：健康づくり係 ☎23-3871